

公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針

平成 24 年 11 月 20 日
神 流 町

第 1 方針策定の趣旨

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、群馬県が定めた公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針に即して、法第 9 条第 2 項に掲げる必要な事項を定め、本町の公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、整備する公共建築物における木材の利用の目標その他公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材利用の基本的な考え方

公共建築物及び公共建築物に準ずる建築物における木材の利用を促進し、県と連携を図り可能な限り県産材を利用して、町内の木材建築技術の進展を図るとともに、木材利用を通じた森林の適性管理による森林の多面的機能の持続的な発揮、林業・木材産業の振興及び森林整備の促進などに資するものとする。

2 木材利用を促進すべき公共建築物

法第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号で定める木材の利用を促進すべき建築物の主なものは、次のとおりとする。

(1) 町が整備する公共建築物

- ① 学校
- ② 社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）
- ③ 病院・診療所
- ④ 運動施設（体育館等）
- ⑤ 町営住宅等
- ⑥ 事務・事業の用に供される庁舎
- ⑦ 職員の住居の用に供される公務員宿舎等

(2) 町以外の者（国、県を除く。）が整備する（1）に準ずる建築物

- ① 学校
- ② 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設
- ③ 病院又は診療所

- ④ 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設
- ⑤ 図書館、青年の家その他これらに類する社会教育施設
- ⑥ 車輛の停車場等を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

3 木材の利用を促進する公共建築物以外の施設等

- (1) 道路施設（林道施設を含む）
- (2) 自然・森林公園施設
- (3) 農業土木施設
- (4) 河川・砂防施設
- (5) 治山施設

4 木材の利用を促進する施策の具体的方向

公共建築物の計画の当たっては、建築基準法その他の法令の基づく基準において木造とすることが困難な場合を除き、国が定める木造計画・設計基準に準じて、木材の利用を図るものとする。

公共建築物等の木材の利用の促進に当たっては、建築構造材料としての木材の利用はもとより、それ以外の次の用途についても木材の利用を促進する。

- (1) 壁、床、天井などの内装
- (2) 机、椅子、書棚などの備品
- (3) 木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラー
- (4) その他紙類、文具類等

5 積極的に木造化を推進する建築物の範囲

第2第2号(1)及び(2)に掲げる建築物のうち、建築基準法その他法令に基づく基準において、耐火建築物としなければならないもの又は主要構造部を耐火構造としなければならないものを除く低層の建築物^{※1}とする。ただし、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は文化財を収蔵している建築物など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化^{※2}になじまない又は木造化が困難であると判断されるもの及びその他相当な理由により木造の使用が適当でないと判断される施設については、木造化を促進する対象としないものとする。

第3 木材の利用の促進に関し必要な事項

町は、公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材の使用に配慮し建築コストの適正な管理を図るとともに、維持管理・廃棄

等のコストを含むライフサイクルコストについて十分に検討し総合的に判断した上で、木材の利用を努めるものとする。

※1 低層の建築物

高さ 13m 以下かつ軒高 9m 以下で述べ面積 3,000 m²以下の建築物をいう。

※2 木造化

建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用すること。

(適用)

この方針は、平成 24 年 11 月 20 日から適用する。